

# 公共施設使用料の見直しに係る基本方針

令和 4 年 1 0 月

甲賀市

## 内容

|                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| はじめに.....                         | - 1 -  |
| 第 1 章 使用料見直しの対象施設 .....           | - 2 -  |
| 第 2 章 甲賀市の現状と課題 .....             | - 4 -  |
| 第 3 章 使用料見直しの 3 つの柱 .....         | - 9 -  |
| 第 4 章 受益者負担の適正化 ①受益者負担割合の設定 ..... | - 10 - |
| 第 4 章 受益者負担の適正化 ②サービス原価の設定 .....  | - 11 - |
| 第 4 章 受益者負担の適正化 ③使用料の算定方法 .....   | - 12 - |
| 第 4 章 受益者負担の適正化 ④使用料の加算の考え方 ..... | - 14 - |
| 第 5 章 使用料の減免 ①減免の基準 .....         | - 15 - |
| 第 5 章 使用料の減免 ②減免団体登録制度 .....      | - 18 - |
| 第 6 章 基本方針のめざす将来像 .....           | - 20 - |
| 使用料見直し行動計画 .....                  | - 21 - |

## はじめに

行政サービスの提供に要するコストは、その多くが税金によって賄われています。一方、特定の人が利益を受ける場合には、その受益者に応分の負担を求める受益者負担が地方自治法により認められています。これはサービスを利用する方・しない方の負担の公平性を考慮したものです。

本市の公共施設の使用料は、合併時、各旧町において当時の維持管理等に要するコストや近隣自治体の施設使用料を参考に設定された料金体系をベースに旧町の均衡を重視して改定され、その後据え置かれているものが大半です。そのため、物価の上昇や消費税率の改正といった社会経済状況の変化を踏まえたうえで、現在の施設の維持管理等に要するコストに対して利用者の負担割合を設定するという視点で、適正な料金への見直しが必要となっています。

令和3年度に策定した市の行政改革の方向性を示す基本方針である「第4次行政改革大綱」においては、徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営をめざす取り組みの一つとして、受益者負担の原則に基づいた使用料の見直しを進めることを掲げています。また、平成29年度に「公の施設等の管理運営について」をテーマに実施した包括外部監査においても、現状の使用料の根拠が明確ではないため、統一した方針を定めて適正な料金体系に見直す必要があるとの提言が示されています。このような経緯もあり、使用料の適正化についてはこれまでも議論を行ってきましたが、見直しによる市民生活への影響を鑑み改定には至っておりませんでした。

老朽化の進む施設の維持補修や建替え等の財源を確保し、サービスの水準を維持するためには、少子高齢化や生活様式の多様化といった社会構造の変化を踏まえ、使用料も含めた今後の施設のあり方について検討していく必要があります。そのため本市では、令和2年度に策定した「公共施設等総合管理計画に基づく第1期行動計画」に基づき、施設の適正な維持管理や長寿命化、施設再編、管理運営の効率化といった施設の最適化を、令和10年度を目標年次とし計画的に進めていくこととしています。

よって、使用料についても将来にわたって持続可能な施設運営を見据えた適正な料金設定への見直しに着手することとし、利用者の受益と負担のあり方や負担額の根拠等のルールを明確化することを目的に、「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」を定めます。

### 【参考：地方自治法】

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

⇒行政財産の目的外使用または、公の施設の利用の対価として徴収する料金

## 第1章 使用料見直しの対象施設

### (1) 対象施設

原則、条例に規定されているすべての使用料を徴収する施設を対象とします。

※使用料未徴収施設についても、受益者負担の必要性を考慮し、見直しを図ります。

※利用料金制を導入し指定管理者が管理している施設についても利用料を見直します（条例で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める）。

【表1】見直しの対象となる施設

| 施設分類                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 施設数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>コミュニティ関連施設</b><br>各公民館（11か所）、各コミュニティセンター（7か所）、宇川会館、かえで会館、まちづくり活動センターまるーむ、共同福祉施設、勤労青少年ホーム、大河原ふれあいホール、雲井地区農村活性化センター、柞原会館、甲賀農村環境改善センター、甲南農村環境改善センター、鹿深夢の森、かふか生涯学習館、甲南青少年研修センター、森林文化ホール、土山開発センター、信楽開発センター、あけびはら山の子はうす、六友館、かえで児童館、和太鼓音楽活動交流館、甲南ふれあいの館、旧水口図書館、くすり学習館、信楽産業展示館、信楽伝統産業会館、田代高原の郷、土山自然休養村管理センター、市民交流駅こうか | 46  |
| <b>市民文化ホール</b><br>あいこうか市民ホール、碧水ホール、あいの土山文化ホール、甲南情報交流センター                                                                                                                                                                                                                                                         | 4   |
| <b>資料館等</b><br>みなくち子どもの森、水口歴史民俗資料館、水口城資料館、土山歴史民俗資料館、甲賀歴史民俗資料館、東海道伝馬館                                                                                                                                                                                                                                             | 6   |
| <b>スポーツ施設</b><br>水口スポーツの森、野洲川河川公園、野洲川児童公園、ひのきが丘公園、甲賀中央公園、信楽運動公園、水口体育館、岩上体育館、土山体育館、土山室内運動場、土山運動場、土山テニスコート、甲南体育館、甲南B&G海洋センター体育館、甲南グラウンド、甲南中央運動公園、信楽体育館、信楽テニスコート、甲南グラウンド・ゴルフ場、やまびこドーム、グリーンドーム、上野ドーム、 <u>柏木公園</u> 、あいの丘文化公園、ブルーリバーパーク、（あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ野外広場）、（水口交流センター多目的ホール）                                   | 25  |
| <b>レクリエーション施設</b><br>あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ、高間みずべ公園、甲賀B&G海洋センター、（水口スポーツの森キャンプ場）、（信楽中学校プール）                                                                                                                                                                                                                        | 3   |
| <b>宿泊・入浴施設</b><br>勤労福祉会館、かもしか荘、あいの土山都市との交流センター                                                                                                                                                                                                                                                                   | 3   |
| <b>駐車場（6か所）、駐輪場（16か所）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 22  |
| <b>学校開放施設（市内小中学校）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 27  |
| <b>その他</b><br>甲賀斎苑                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1   |
| 計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 137 |

※施設数は代表用途の区分でカウントしていますが、施設内に別用途の機能がある場合、（）書きで示しています。

※下線部は現在使用料を徴収していない施設です。

## (2) 対象外となる施設

① 使用料を徴収できない施設

【例】学校（学校開放に係るものを除く）、図書館等

② 法令等により独自の根拠に基づいて算定方法が定められているもの及び国や県の基準により算定しているもの

【例】公営住宅使用料、保育料等

③ 行政財産の目的外使用料など公有財産に関する条例等で定めているもの

【例】道路占用料等

※庁舎等の公用施設についても、本来の用途を妨げない範囲で使用料（行政財産使用料条例による）を徴収したうえで有効活用を図ります。

④ 企業会計において独自の根拠に基づいて算定しているもの

【例】水道料金、下水道使用料等

⑤ 所在する地域の区・自治会等、主たる利用者が日常の管理を行っており、かつ減価償却が終了していることから、維持管理にかかる市の負担が極めて低い施設

【例】頓宮農村広場等の使用料を徴収していない公園

⑥ 「公共施設等総合管理計画に基づく第1期行動計画」において、第1期（令和10年度まで）に廃止や譲渡を見込む施設の一部

【例】大河原ふれあい広場、鮎河山村広場

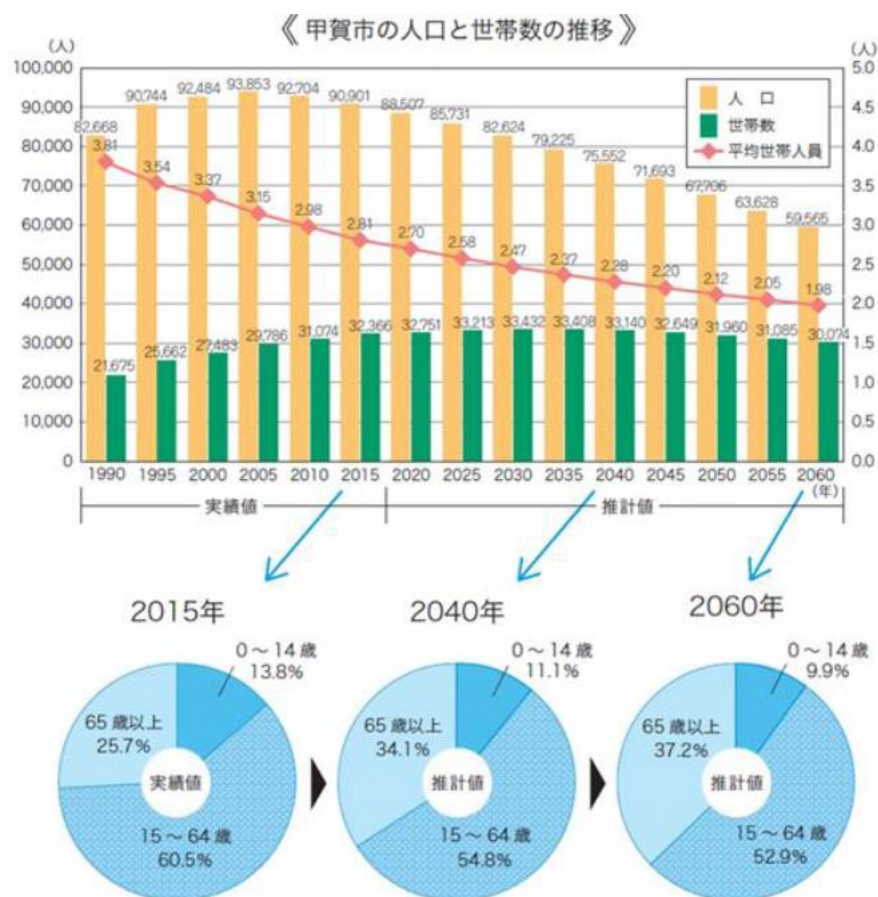
## 第2章 甲賀市の現状と課題

### (1) 甲賀市の財政状況

○人口減少社会の到来と少子高齢化のさらなる進展

国勢調査による甲賀市の総人口は、平成17年（2005年）の93,853人をピークとして減少に転じ、平成27年（2015年）では90,901人、令和2年（2020年）では88,358人となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、このまま人口減少が進んだ場合、2060年の人口は、59,565人と推計しています。

また、人口減少により、長期的には行政サービスや公共施設等を利用する人も減少していくことが予測されます。そのため、特に長期間にわたって利用する公共施設等については、将来の人口減少を見通して再編・更新を進めていく必要があります。



○厳しい財政状況の見通し

少子高齢化が進む中で、歳出のうち社会保障の扶助費が増加し、今後もその傾向が続くと予測されます。また、主たる納税層である生産年齢人口が減少していくことで、自主財源である市民税の増収は期待できない状況にあります。令和3年度に試算した中長期財政計画の財政収支の見通しでは、単年度で2～8億円の財源不足が生じ、令和10年度までの財源不足額累計額は約30億円となる見込みです。

財政収支見通し（普通会計）

(単位：億円)

|    | 令和2年度      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 歳入 | 市税         | 140   | 131   | 135   | 138   | 137   | 138   | 140   | 139    |
|    | 譲与税・交付金    | 31    | 34    | 33    | 33    | 34    | 34    | 35    | 35     |
|    | 地方交付税      | 75    | 83    | 85    | 82    | 81    | 82    | 83    | 84     |
|    | 国県支出金      | 183   | 90    | 86    | 77    | 78    | 78    | 79    | 80     |
|    | 繰入金        | 15    | 13    | 14    | 15    | 9     | 12    | 10    | 6      |
|    | うち 住みよき基金分 | 2     | 5     | 3     | 4     | 1     | 2     | 1     | 0      |
|    | うち 財調基金分   | 7     | 1     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      |
|    | 市債         | 45    | 28    | 37    | 47    | 38    | 23    | 23    | 22     |
|    | うち 臨時財政対策債 | 15    | 21    | 19    | 19    | 19    | 19    | 19    | 19     |
|    | その他        | 37    | 39    | 21    | 20    | 20    | 19    | 19    | 19     |
| 歳出 | 歳入合計(a)    | 526   | 418   | 411   | 412   | 397   | 386   | 387   | 385    |
|    | 人件費        | 73    | 80    | 78    | 77    | 78    | 78    | 77    | 77     |
|    | 扶助費        | 64    | 67    | 70    | 74    | 75    | 78    | 79    | 81     |
|    | 公債費        | 40    | 43    | 45    | 44    | 42    | 43    | 39    | 37     |
|    | うち 臨時財政対策債 | 16    | 16    | 17    | 17    | 17    | 17    | 16    | 16     |
|    | 物件費        | 65    | 70    | 63    | 63    | 63    | 63    | 62    | 61     |
|    | 補助費等       | 156   | 68    | 63    | 64    | 61    | 61    | 61    | 60     |
|    | 投資的経費      | 58    | 35    | 54    | 55    | 39    | 27    | 28    | 22     |
|    | 繰出金        | 30    | 29    | 30    | 31    | 31    | 32    | 32    | 33     |
|    | その他        | 21    | 26    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12     |
|    | 歳出合計(b)    | 507   | 418   | 415   | 420   | 401   | 394   | 391   | 385    |

|                        |    |   |     |     |     |     |     |     |   |
|------------------------|----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 歳入歳出差引額<br>(c)=(a)-(b) | 19 | 0 | ▲ 4 | ▲ 8 | ▲ 4 | ▲ 8 | ▲ 4 | ▲ 2 | 0 |
|------------------------|----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|

不足額の対応策

|               |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①事務事業見直しによる削減 | 0 | 0 | 2 | 3 | 2 | 2 | 1 | 2 | 3 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

|            |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②財政調整基金の取崩 | 0 | 0 | 2 | 5 | 2 | 6 | 3 | 0 | 0 |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

|                  |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 実質公債費比率(3ヵ年平均) % | 6.9  | 6.7  | 7.0  | 7.1  | 7.0  | 6.7  | 6.1  | 5.4  | 4.6  |
| 将来負担比率 %         | 56.1 | 45.4 | 43.0 | 44.0 | 41.5 | 40.9 | 39.1 | 41.6 | 35.3 |

## （２）公共施設の現状と課題

### ○公共施設のあり方検討（公共施設マネジメント）の取り組み

旧5町の合併により誕生した本市は、人口一人あたりの施設保有量が同規模自治体の平均値の約1.4倍となっています。人口減少や財政規模の縮小が見込まれる中、施設の老朽化に伴う更新や維持・修繕費用は今後も増大していくと予想され、全ての施設を維持し続けることは困難となっています。また、社会構造の変化に伴い市民ニーズも変化してきており、こうした時代の変化に対応していくため、公共施設の最適化に向けた取り組みを進めています。

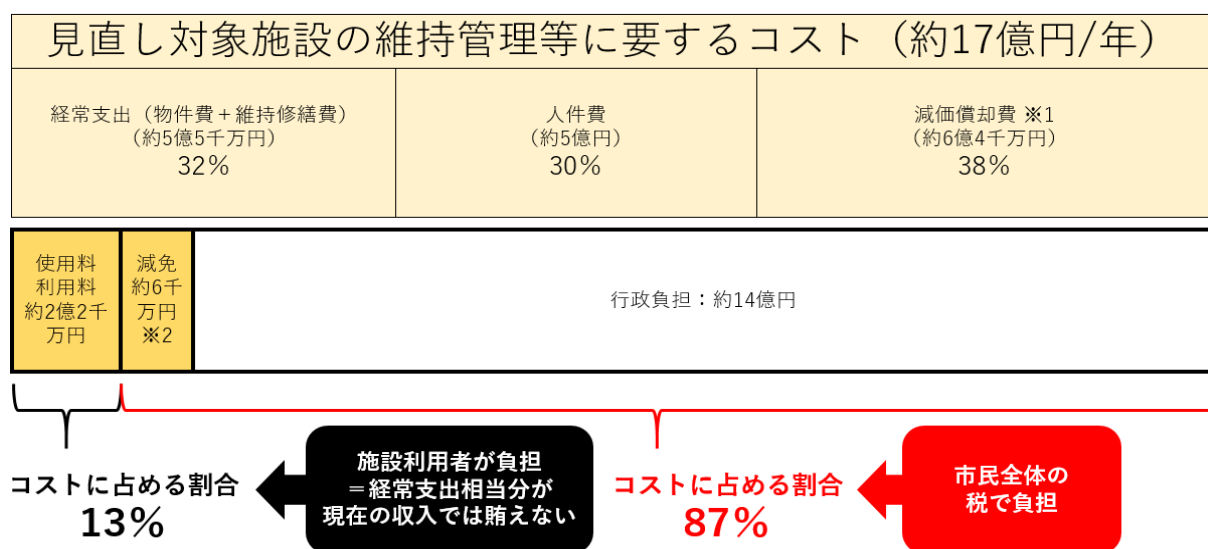
【表２】公共施設の最適化に向けた取り組み

| 年度     | 取り組み名                     | 内容                                                    |
|--------|---------------------------|-------------------------------------------------------|
| 平成29年度 | 公共施設等総合管理計画<br>『施設の最適化方針』 | 効率的・効果的な公共施設等の管理の基本的な考え方、今後40年間の削減目標（延床面積で30%減）などを示す。 |
| 令和元年度  | 公共施設の最適化計画                | 総合管理計画の考え方を具体的な方向性案として整理                              |
| 令和2年度  | 第1期行動計画                   | 施設ごとの方向性案や対策内容を具体化                                    |

### ○公共施設の経営状況

見直し対象施設の令和元年度の維持管理等に要するコストは約17億円で、使用料・利用料収入の総額は約2億2千万円でした。コストに占める収入の割合は13%で、光熱水費や維持修繕費といった経常支出が収入を上回っています。残りの87%は税金で補っている状態となっており、施設を利用する人としらない人の負担の公平性が図れていません。また、使用料・利用料の減免額は約6千万円でした。

【表３】見直し対象施設の経営状況（令和元年度）



※1 建物等の取得に要した支出額を、耐用年数を基準として年度ごとに配分する費用。  
（スポーツ施設等は、コストに占める減価償却費の割合が50%を超える）

※2 市の施策推進の観点から、使用料・利用料の負担を限定的・特例的に一部または全部を免除するもの。

## ○公共施設の稼働率

見直し対象施設の稼働率を日数単位でみると、コロナ以前の令和元年度時点で稼働率7割未満の施設が42%となっています。時間単位でみると更に低くなり、3割未満の施設が85%となっています。需要の多い施設や時間帯もあるため一概には言えませんが、多くの施設で稼働率をいかに上げていくかが課題と言えます。

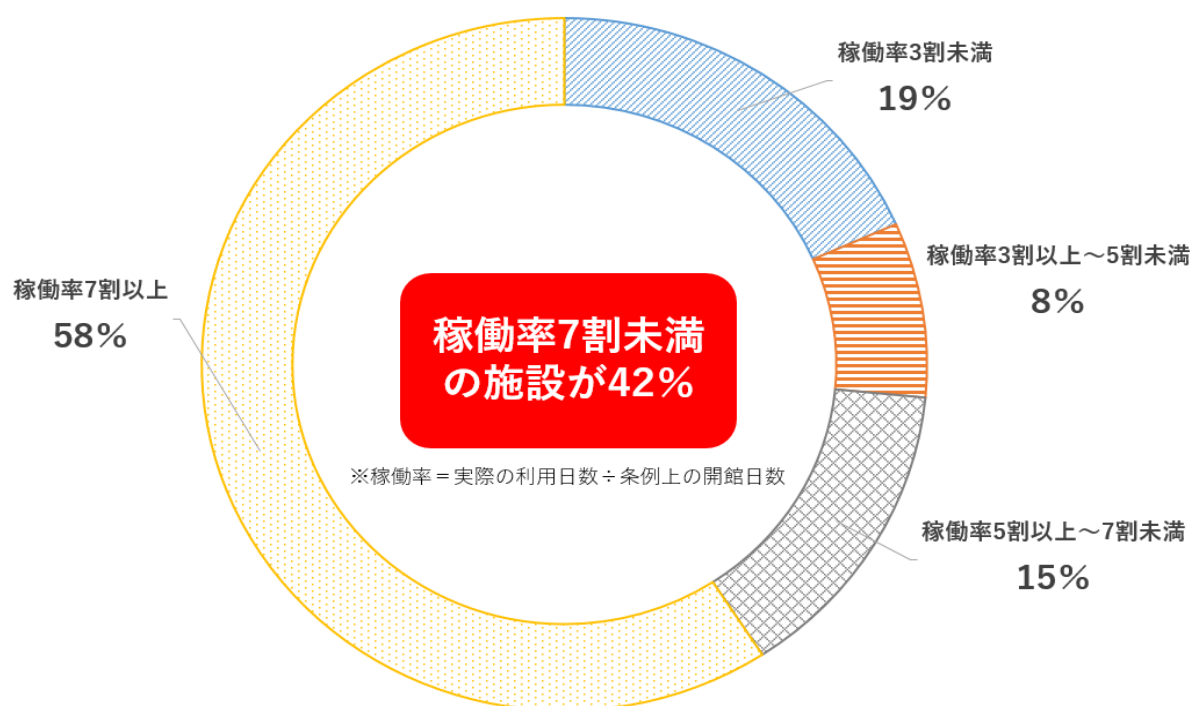
一方、使用料見直しを実施すれば施設によっては値上げとなり、更なる稼働率の低下を招く恐れがあります。稼働率が低下し収入が減少しては、使用料見直しの目的である施設利用者と利用しない方の負担の公平性は確保できません。そのため利用者の利便性を上げる取り組みを併せて実施し、その効果を検証しつつ極端な稼働率の低下とにならないようバランスを取りながら見直しを進める必要があります。

### 【稼働率向上に向けた取り組みの例】

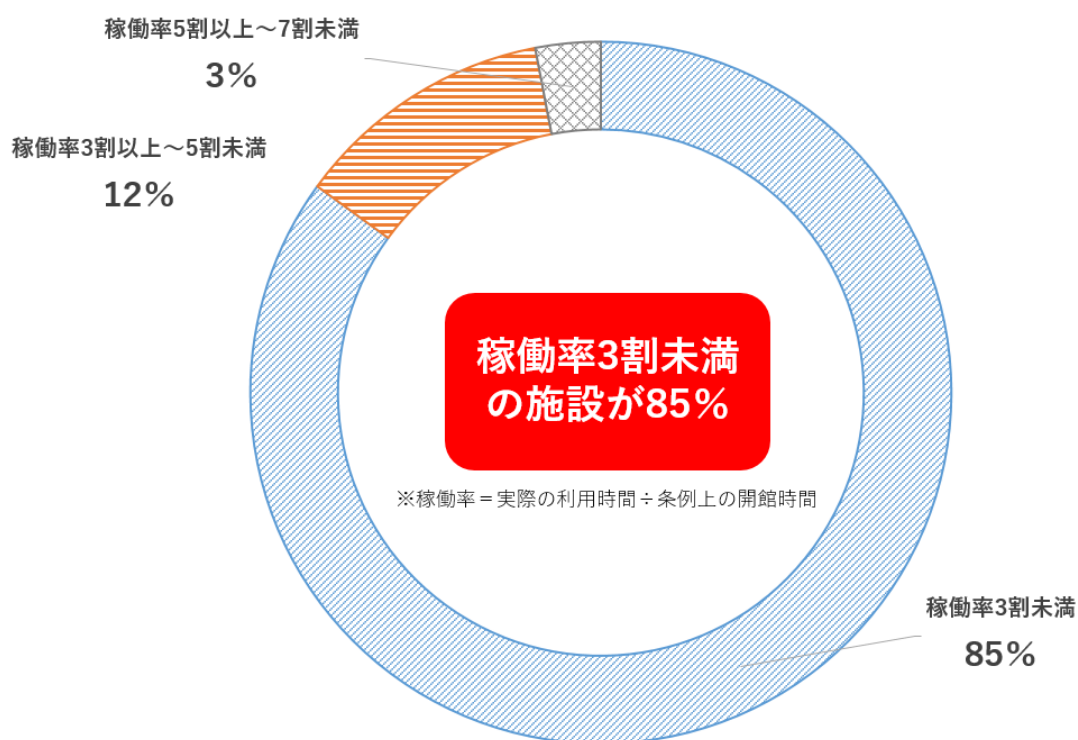
- ・オンライン予約、キャッシュレス決済などの I C T の活用
- ・営利利用の規制緩和
- ・指定管理など民間活力の導入

また、コロナ禍で様々な活動が中止や見直しを迫られ公共施設の利用も減少する中、オンライン会議など新たな生活様式が定着しており、コロナの終息後、公共施設の需要が以前と同水準に戻るかは不透明です。こういった社会情勢や多様化する市民ニーズも踏まえたうえで、使用料はもちろん公共施設の在り方自体を検討していく必要があります。

【表 4 - 1 】 公共施設の稼働率（令和元年度）（日数単位）



【表 4 - 2 】 公共施設の稼働率（時間単位）



## 第3章 使用料見直しの3つの柱

---

前章で述べた課題を踏まえ、稼働率とのバランスを図りながら、次の3つの視点から使用料の見直しを進めます。

### （１）受益者負担の原則に基づく算定方法の明確化

使用料が施設の維持管理等に要するコストを下回る場合、乖離分は公費（税金）で賄うことから、受益者とサービスを利用しない方との負担の公平性を考え、受益者に応分の負担を求めます。また、負担を求めるにあたり積算根拠を明確にするため、算定方法に原価計算方式を用い、市民にわかりやすく、しかも透明性を確保しながら見直しを行います。

### （２）減額・免除の基準の見直し

受益者間における公平性の観点から、減額・免除の基準の見直しを図り、今後、減額・免除の基準を適用する場合には、わかりやすく誰から見ても必要と考えられる範囲に限定します。

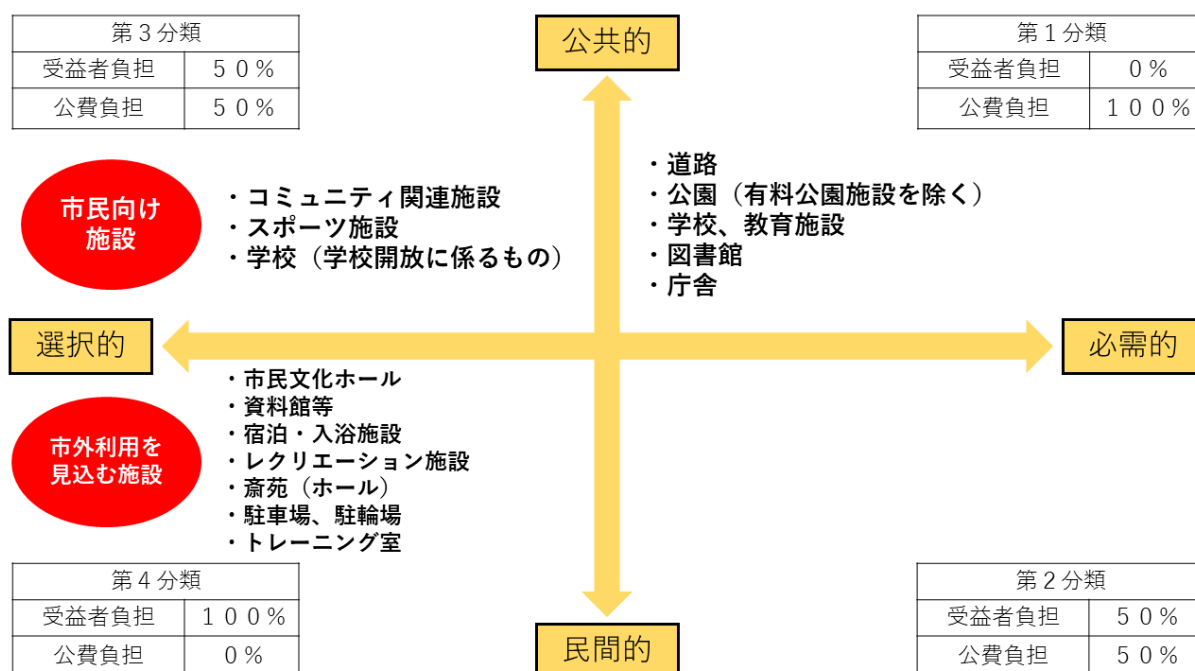
### （３）コスト削減の取り組みと継続的な見直し

施設の維持管理等に要するコストを使用料算定の基礎とすることから、効果的・効率的な施設運営によりコストを削減し、市民が利用しやすい使用料が設定できるよう行政側の努力が不可欠です。今後は、社会・経済情勢の変化も踏まえながら、使用料と施設の維持管理コストの分析を継続的に実施し、原則として4年ごとに使用料の見直しを行います。

## 第4章 受益者負担の適正化 ①受益者負担割合の設定

公の施設には、市民の日常生活に必要不可欠でありながら市場では供給されないもの、また、民間でも類似のサービスを提供しているものなど、さまざまな施設が存在します。このような施設の性質の違いを考慮せず、一律一律な負担を求めると、かえって公平性・公正性を損なうことになります。そこで、各施設のサービスの性質によって区分し、受益者と行政の負担割合を設定し、4つの領域に分類します。

【表5】受益者負担割合表



※同一施設でも、性質によって異なる受益者負担割合に区分される場合があります。

【例】「水口スポーツの森」の受益者負担割合

| 大分類  | 小分類        | 施設                        |
|------|------------|---------------------------|
| 第3分類 | スポーツ施設     | 陸上競技場、野球場、多目的グラウンド、テニスコート |
| 第4分類 | レクリエーション施設 | キャンプ場、ロッジ、プール             |

## 第4章 受益者負担の適正化 ②サービス原価の設定

施設の維持管理等に要するコストのうち、使用料の算定の基礎となるものを「サービス原価」と呼びます。

$$\text{サービス原価} = \text{人件費} + \text{物件費} + \text{維持補修費} + \text{減価償却費}$$

【表6】サービス原価に含めるコスト

|       |       |                                                               |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------|
| 人件費   |       | ・従事する職員の1人当たりの平均給与                                            |
| 物件費   | 需用費   | ・サービス提供に必要となる物品の取得修理等に係る経費<br>(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費等) |
|       | 役務費   | ・通信運搬費、保管料、手数料、火災保険料等                                         |
|       | 委託料   | ・施設の運営および保守点検等の作業を外部委託する費用                                    |
|       | 備品購入費 | ・机や椅子などその性質形状を変えることなく、比較的長く使用し、保存できる物品の取得に要する費用               |
|       | その他   | ・使用料、賃借料(借地代含む)などサービス提供および施設の維持管理に要する上記以外の費用                  |
| 維持補修費 |       | ・修繕費や工事請負費など施設の維持補修に要する費用                                     |
| 減価償却費 |       | ・建物等の取得に要した支出額を、耐用年数を基準として年度ごとに配分する費用                         |

### ※減価償却費について

本市のサービス原価の積算方法は、公会計の行政コスト計算の手法を参考にしており、減価償却費(使用による固定資産の価値の減少分)等の「資本に関する経費」も費用に含めています。

使用料の算定にあたって、資本に関する経費は税負担とするという考え方もありますが、多くの公共施設を有する本市においては、施設の老朽化による大規模改修や建替えを見据えながら利用者負担と市民全体の税による負担のあり方を考えていく必要があります。また、市外からの利用についてはそもそもの税負担がないため、施設に関するすべての経費を踏まえた市外料金を設定する必要があります。この意味でも資本に関する経費を費用に含める必要があります。

したがって、施設の利用にかかる利益と負担の対応関係を明確にするため、資本に関する経費もサービス原価に含めたうえで、施設ごとの性質と利用者の性質によって、利用者と市民全体の税による負担の比率を設定し、双方のバランスを図る手法が適切であると考えます。

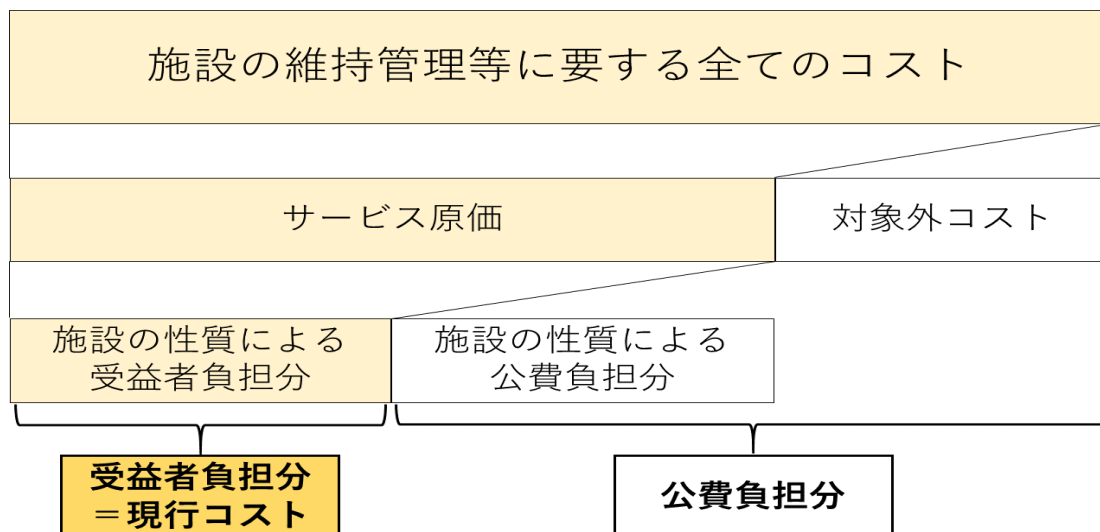
【表7】サービス原価に含めないコスト

|       |                                             |
|-------|---------------------------------------------|
| 用地取得費 | ・土地は減価償却しない資産であり、当該施設が廃止された場合でも市の財産として残るため。 |
| 事業費   | ・各施設における市が主体となって行う事業費などは、利用者に転嫁すべきではないため。   |

## 第4章 受益者負担の適正化 ③使用料の算定方法

使用料＝現行コスト（サービス原価×受益者負担割合）＋各種調整

【表8】現行コストのイメージ図



### （1）会議室等、一定区画の貸出の場合

・・・1室あたりのサービス原価×受益者負担割合

- ① 1㎡あたりの年間サービス原価＝施設全体のサービス原価÷総貸出面積
- ② 1㎡あたりの時間サービス原価＝{①のうち経常支出と人件費÷(年間開館時間×目標稼働率)}  
＋(①のうち減価償却費÷年間開館時間)
- ③ 1室あたりのサービス原価＝②×利用面積×利用時間
- ④ 1室あたりの現行コスト＝③×受益者負担割合

#### 【例】会議室Aを1時間利用する場合の現行コスト

| 会議室A | 会議室B | 事務所  | トイレ・廊下 | 延床面積 | 総貸出面積 |
|------|------|------|--------|------|-------|
| 200㎡ | 300㎡ | 100㎡ | 50㎡    | 650㎡ | 500㎡  |

※施設全体のサービス原価：1,200,000円(計上支出と人件費400,000円、減価償却費800,000円)、  
年間開館時間：250時間、目標稼働率60%、受益者負担割合：50%

① 1㎡あたりの年間サービス原価  
：(400,000円÷500㎡)＋(800,000円÷500㎡)＝800円／㎡＋1,600円／㎡

② 1㎡あたりの時間サービス原価  
：{800円÷(250時間×0.6)}＋(1,600円÷250時間)＝5.3＋6.4＝11.7円／㎡／時間

③ 1室あたりのサービス原価：11.7円／㎡／時間×200㎡×1時間＝2,340円／室

④ 1室あたりの現行コスト：2,340円／室×50％＝1,170円／室

## （２）個人単位で使用料を徴収する場合

・・・1人あたりのサービス原価×受益者負担割合

① 1人あたりのサービス原価＝施設全体の原価÷年間受益（利用）目標者数

② 1人あたりの現行コスト＝①×受益者負担割合

### 【例】個人単位で使用料を徴収する施設の現行コスト

※施設全体のサービス原価：1,200,000円、年間開館時間：250時間、年間利用目標者数：4,000人、受益者負担割合：100％

① 1人あたりのサービス原価：1,200,000円÷4,000人＝300円／人

② 1人あたりの現行コスト：300円／人×100％（受益者負担割合）＝300円／人

## （３）宿泊施設・キャンプ場・資料館・駐車場等、個別に算定する場合

近隣自治体や民間事業者と同種・競争性の強い施設や、主に市外利用者を対象とした施設については、近隣自治体や民間事業者の料金動向を踏まえて使用料を設定する必要があるため、個別に算定します。

## （４）各種調整

○類似施設であっても地域や条例によって料金が異なるため、利用者の混乱を招いています。不均衡を解消するため施設ごとにコストに基づき使用料を算定した後、類似施設は各施設の使用料の平均値で統一することとします。

例）公民館、コミュニティセンター等はコミュニティ施設として統一

例）社会体育施設、都市公園はスポーツ施設として統一

○築10年以内の新しい施設については、受益者の快適性や満足度が高まるため、統一した基準により加算できることとします（4年ごとの見直し時に改正）。

○冷暖房設備使用料や照明設備使用料は原則、部屋の使用料に含めることとします。ただし、体育館のアリーナ照明や屋外施設のナイター照明等は基本使用料とは別に設定します。

○時間帯や平日・土日祝日によって異なる料金体系を採用している施設については、合理的な理由がない限り、1時間単位の料金体系に変更することとします。

○市民の力を活かしたまちづくりを推進する観点から、使用料の見直しにあたっては、施設を利用する市民活動団体等への支援についても、併せて検討します。

## 第4章 受益者負担の適正化 ④使用料の加算の考え方

公共施設の市民の税で市民のために建てられ運営されているため、民間施設と比べて使用料が安価に設定されています。そのため、稼働率向上に向けて市外からの利用促進や営利利用の規制緩和を進める必要がある一方、そういった利用への使用料の加算も負担の公平性の観点から必要となります。

### （１）市外料金

#### ①加算額

原則、通常の使用料の2倍

#### ②加算対象

以下のいずれにも該当しない場合加算します。

- ・市内に在住、在勤若しくは在学する方が半数を超える又は市内に本拠を置く団体
- ・（個人単位で使用料を徴収する場合）市内に在住、在勤若しくは在学する方

### （２）営利加算・入場料加算

#### ①加算額

営利加算は原則、通常の使用料の3倍

入場料を徴収する場合、更に入場料総収入額の1割に相当する額を加算

#### ②加算対象

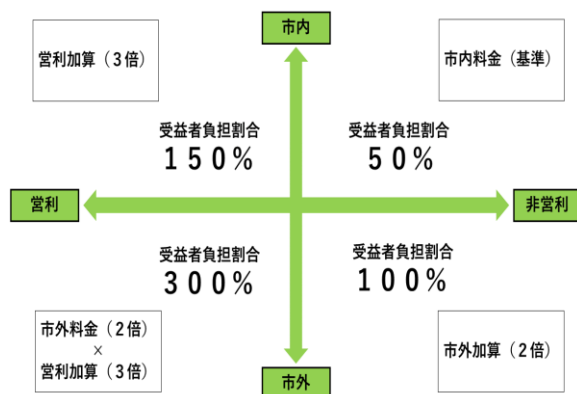
非営利団体であれば、収益事業を行っていても営利とはみなしません（持続的な活動のため収益は必要）。逆に株式会社等の営利団体は、原則利用目的にかかわらず営利とみなします（地域経済の活性化を主目的とした業界団体や販売会などを除く）。

### （３）市外料金、営利加算を設定しない施設

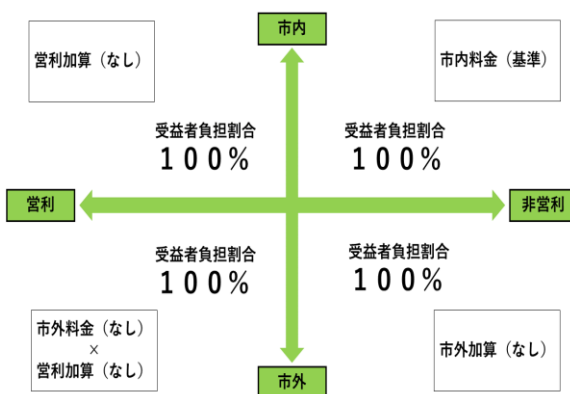
受益者負担割合が100%の施設（宿泊・入浴施設、文化ホール等は、営利団体も含めた市民以外の利用も広く想定して建てられた施設であるため）。

※入場料加算のみ設定します。

【表9】市民向け施設



【表10】市外利用を見込む施設



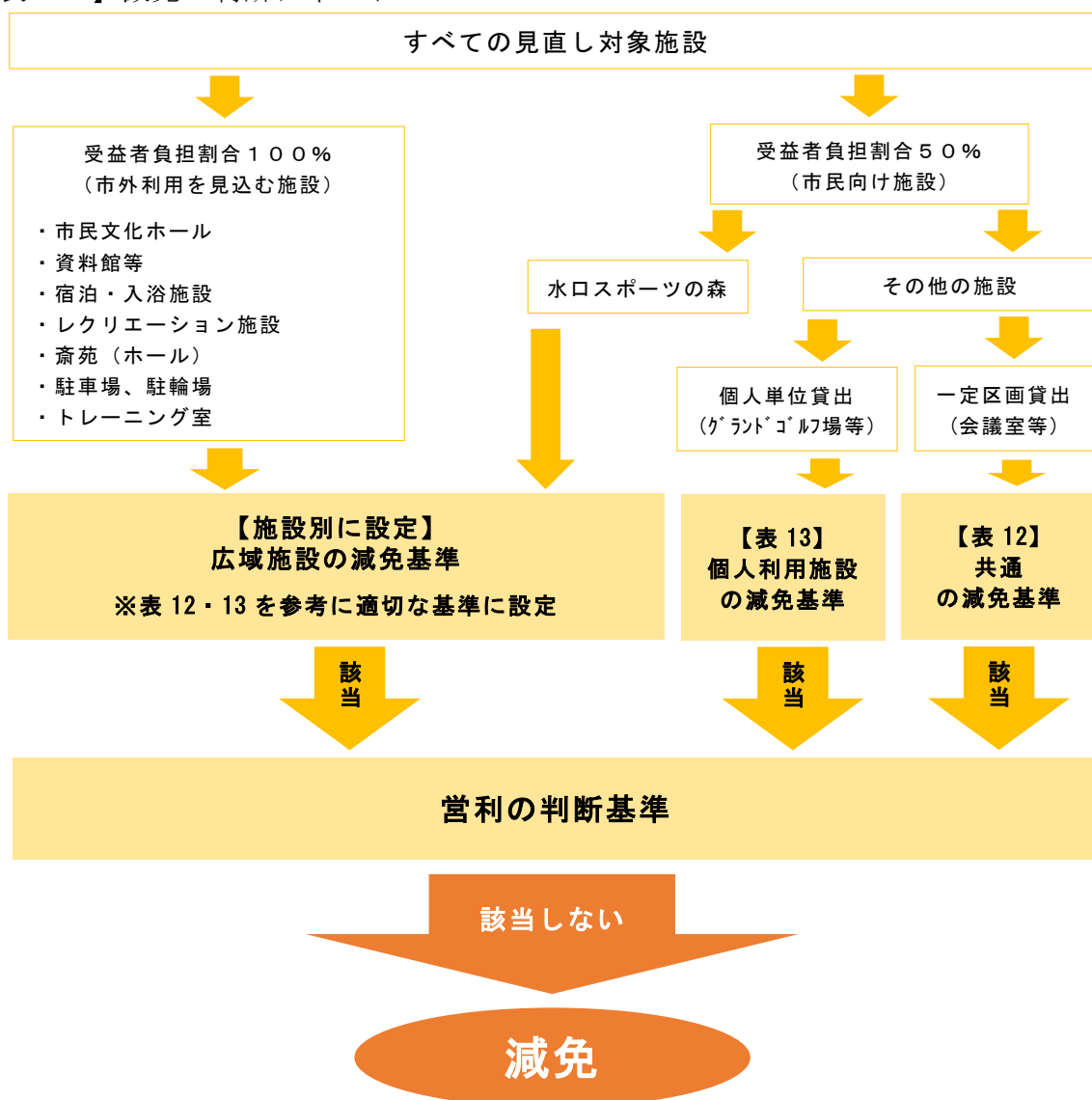
## 第5章 使用料の減免 ①減免の基準

使用料の減免は、受益者負担の原則の例外として、市の施策推進の観点から限定的・特例的に行われるものです。しかし、本市では利用者の大部分が減免という受益者負担の原則から逸脱している施設も多く見られます。また、施設ごとに減免基準が異なっており、利用者の混乱を招いています。

そこで、大部分の施設で適用される「共通の減免基準」と広域的な利用を見込み、近隣自治体や民間事業者との競争性の強い施設で適用される「広域施設の減免基準」、そして個人単位で料金を徴収する施設で適用される「個人施設の減免基準」を定め、わかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲へと減免基準の見直しを図ります。

また減免基準に該当しても、営利行為を伴う利用であれば減免対象外となるケースがあり、それらについても統一した基準で判断していきます。詳細は以下の判断チャートをご覧ください。

【表11】減免の判断チャート



【表 1 2】共通の減免基準（※ 1）

| 対象                                                                                                                                                                       | 減免率           | 対象施設        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|
| <b>（１）市等が主催又は共催して利用</b><br>①市又は地方自治法第 180 条の 5 に基づく市の執行機関（市、教育委員会等）<br>②学校教育法に規定する小中学校・幼稚園又は児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定する保育所等で市内のもの（市内の保育園・幼稚園・こども園・小中学校の行事や部活動等）<br>③市等が委託した事業 | 免除            | 共通の減免基準対象施設 |
| <b>（２）市等の附属機関及びそれに準ずる機関や、公的機関から委嘱又は任命された者・団体が、公益的な目的で利用</b><br>①「附属機関設置条例」又は「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に該当する団体<br>②民生委員児童委員、保護司、健康推進員、スポーツ推進委員、人権擁護推進員、少年補導委員、消防団等    | 免除            | 共通の減免基準対象施設 |
| <b>（３）施設の管理運営団体（指定管理者）が、施設の管理運営目的（協定書記載の業務）で利用</b>                                                                                                                       | 免除            | 自ら管理する施設    |
| <b>（４）市等が構成員になっている団体が公益的な目的で利用</b><br>①市等が事務局を担う団体、市長や教育長が長を務める団体<br>②市等が負担金を支払っている事業                                                                                    | 10 割減額<br>※ 3 | ※ 2         |
| <b>（５）市内地域自治組織が公益的な目的で利用</b><br>①行政区設置規則に定める行政区<br>②まちづくり基本条例及び自治振興会等規則に定める自治振興会<br>③認可地縁団体                                                                              | 10 割減額<br>※ 3 | 共通の減免基準対象施設 |
| <b>（６）公的機関や非営利法人が主催又は共催し、減免しないことにより、本市の施策や公共サービスの停滞につながる場合</b><br>①市内の高等学校や専門学校（県立、私立）の学校行事や部活動等<br>②一般社団法人、NPO 法人、社会福祉法人等                                               | 5 割減額<br>※ 3  | ※ 2         |
| <b>（７）市等が育成・奨励を目的として補助金（単発の事業に対する補助金は除く）を交付している団体が、公益的な目的で利用</b><br>①スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ、観光まちづくり協会、社会福祉協議会、国際交流協会、ゆうゆう甲賀クラブ等                                              | 10 割減額<br>※ 3 | ※ 2         |
| <b>（８）市等が育成する団体が公益的な目的で利用</b><br>公民館自主学习団体、スポーツ・学校施設使用自主活動団体、勤労青少年ホーム登録サークル等                                                                                             | 5 割減額<br>※ 3  | ※ 2         |
| <b>（９）市等が後援する事業で利用</b>                                                                                                                                                   | 5 割減額<br>※ 3  | 共通の減免基準対象施設 |
| <b>（10）その他市長が特に必要と認めるとき</b>                                                                                                                                              | 個別協議          | 共通の減免基準対象施設 |

※ 1 親睦・営利・宗教・政治を目的とした利用、構成員の趣味・教養・技術向上のみを目的とした利用、使用料が補助対象経費に含まれる補助金等を受けている場合は減免対象外となります。

※ 2 原則、減免団体申請の際に利用許可を受けた施設ですが、必要に応じてその他の施設も減免対象となります（詳細は第 5 章②を参照）。

※ 3 冷暖房設備使用料や照明設備使用料などの実費分は減免対象外となります。

【表 1 3】個人単位で料金を徴収する施設の減免基準

| 対象                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 減免率                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 市等が主催又は共催して利用                                                                                                                                                                                                                                                                      | 10 割を<br>上限に<br>施設ご<br>とに定<br>める |
| (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が、施設の管理運営目的（協定書記載の業務）で自らが管理する施設を利用                                                                                                                                                                                                                                 |                                  |
| (3) 障がい者等とその介護者（被介護者 1 名につき 1 名に限る）                                                                                                                                                                                                                                                    |                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳または戦傷病者特別援護法第 4 条に規定する戦傷病者手帳をお持ちの方</li> <li>②滋賀県療育手帳制度実施要綱に規定する療育手帳をお持ちの方</li> <li>③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</li> <li>④介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者及び同条第 2 項に規定する要支援認定を受けている方</li> </ul> |                                  |
| (4) 小学校、中学校及びこれに準ずる学校の生徒                                                                                                                                                                                                                                                               |                                  |
| (5) 就学前の子ども                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                  |
| (6) その他市長が特に必要と認めるとき                                                                                                                                                                                                                                                                   | 個別に<br>協議                        |

## 第5章 使用料の減免 ②減免団体登録制度

公共施設の使用料の減免は市の施策推進の観点から重要度が高く、かつ公益性のある事業に限り限定的に行うものです。しかし、市の施策推進の観点から見た重要度は、施設職員ではなく事業や団体の所管課でないと判断できないため、その確認に時間を取られることが利用者と施設職員双方の負担となっています。また公益性の有無を判断する統一した基準がないために、施設ごとの裁量による部分が大きいのが実情です。

さらに、利便性向上と運営効率化のため公共施設のオンライン予約やキャッシュレス決済の導入・拡大をめざす中で、減免もそれを前提としたシンプルな基準と運用方法にする必要があります。

そこで減免の対象となりうる事業を行う団体を事前に審査して登録し、公益性と市の施策推進の観点から見た重要度を担保することで、利用者と施設職員双方の負担を軽減し、施設運営の効率化を図ることを目的として、減免団体登録制度を設けます。

### （１）対象施設

共通の減免基準を適用する施設が対象となります。

※申請時にメインで利用する施設を指定しますが、通常よりも参加人数が多い場合やメインの施設の休館日など、必要に応じてそれ以外の類似施設も減免で利用することができます。

### （２）登録対象団体

次の①～④に該当する団体が対象となります。

- ①市等が構成員になっている団体
- ②市等が育成・奨励を目的として補助金（単発の事業に対する補助金は除く）を交付している団体
- ③市等が育成する団体（公民館自主学習団体、スポーツ・学校施設使用自主活動団体等）
- ④公的機関や非営利法人が主催又は共催し、減免しないことにより、本市の施策や公共サービスの停滞につながる場合

### （３）減免率

- ①②は１０割減免
- ③④は５割減免

### （４）審査基準

次のアイいずれにも該当する事業を行う団体が対象となります。

- ア．公益性の有無（a～dのいずれにも該当する事業が対象）
  - a. 団体の設置目的を達成するための活動を継続的かつ計画的に実施している。
  - b. 団体の活動の成果が団体構成員のみではなく他の市民にも還元されている。

- c. 親睦・営利・宗教・政治を目的とした利用ではない。
  - d. 構成員の趣味・教養・技術向上のみを目的とした利用ではない
- イ. 市の施策推進の観点からの重要度
- a. 総合計画や分野別計画に位置づけられる事業に資する活動である。

#### (5) 手続きの流れ

- ① 施設利用者 年度末に次年度の減免団体登録申請書に関係書類を添付して施設の窓口または事業所管課に提出。
- ② 施設の窓口 申請書類をチェックし、不備がなければ事業所管課へ送付。（明らかに登録不可の場合はその旨を窓口で説明する）
- ③ 事業所管課 審査基準に基づき登録または却下を判断し起案。（部長決裁）
- ④ 事業所管課 決裁後、減免団体リストに入力。リストは全庁フォルダによりすべての事業所管課と施設所管課で共有。
- ⑤ 事業所管課 登録した場合は登録証を、却下した場合は却下通知書を申請者に送付。
- ⑥ 登録団体 窓口で申請する場合→利用申請書提出する際に、許可書を提示  
オンライン申請する場合→登録済である旨をチェックして申請
- ⑦ 施設所管課 親睦・営利・宗教・政治を目的とした利用ではないこと及び構成員の趣味・教養・技術向上のみを目的とした利用ではないことを確認して減免の可否を決定し、申請者に通知。

※減免団体リストはホームページ等で公表する。

※減免団体登録を継続する場合、1年ごとに更新手続きを行う。

## 第6章 基本方針のめざす将来像

第3章で示したとおり本市では次の3つの視点から使用料の見直しを進め、適正な受益者負担による将来にわたって持続可能な施設運営をめざします。

### （１）受益者負担の原則に基づく算定方法の明確化

第4章で示したとおり、適正な受益者負担割合に基づく使用料と市外加算・営利加算を設定し、営利利用の規制緩和等を進めることで稼働率とのバランスを取りながら段階的に見直しを進め、施設を利用する人としらない人の負担の公平性の確保をめざします。

### （２）減額・免除の基準の見直し

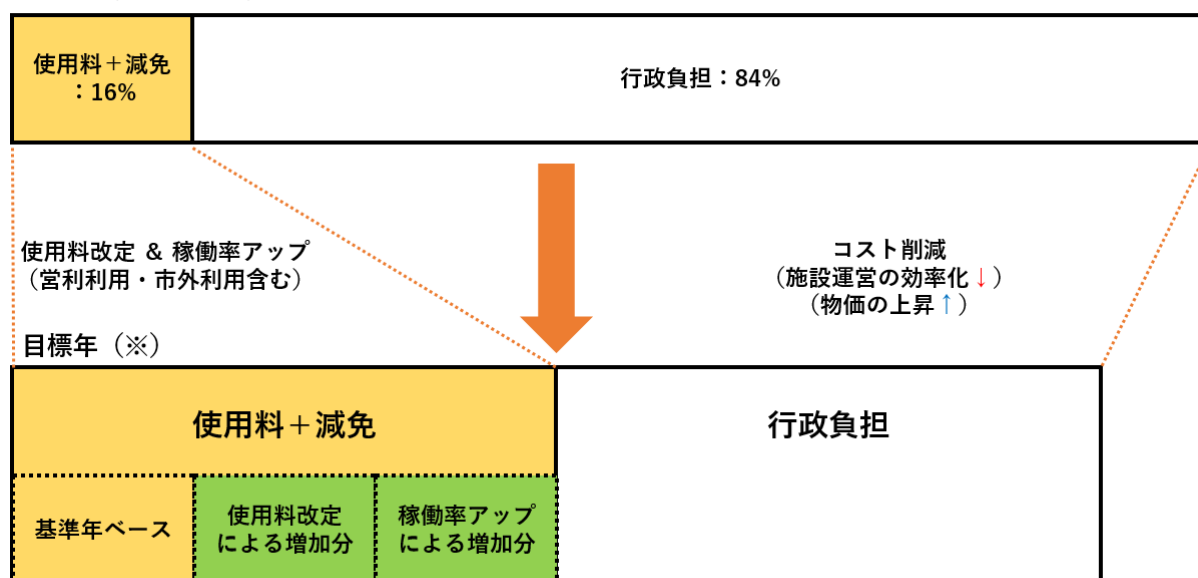
第5章で示したとおり、市の施策推進の観点から重要度と公益性が高い事業については引き続き減免を行います。現在の複雑な減免基準を統一するとともに、減免団体登録制度を設け利用者・施設職員双方の負担の軽減をめざします。

### （３）コスト削減の取り組みと継続的な見直し

I C Tの活用や業務手順の見直し等を進め、施設運営の効率化によるコスト削減をめざします。

【表14】基本方針のめざす将来像

基準年（令和元年度）



※ 見直し時期は、アフターコロナの社会情勢を踏まえながら検討します。  
使用料の改定は、稼働率や近隣自治体の状況も考慮したうえで検討します。

## 使用料見直し行動計画

### （１）激変緩和措置

使用料見直しの目的は施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保することであり、急激な値上げにより稼働率が低下し収入が減少しては見直しの意味がありません。特にコロナ禍で施設の利用は軒並み減少しており、オンラインを前提とした新たな生活様式の定着や個人収入の落ち込みを踏まえると、今後も大幅な利用増は見込めない状況です。

このように使用料見直しの実施時期は社会情勢を踏まえながら慎重に検討する必要があるため、本方針に基づき算定した使用料が現在料金を上回る場合、段階的な値上げを行う激変緩和措置を講じます。

### （２）激変緩和措置の対象外とする施設

宿泊・入浴施設やレクリエーション施設、文化ホールといった市外からの利用を見込み、市民の日常生活への影響が少ない施設は、激変緩和措置の対象外とします。

### （３）行動計画

#### ○ステップ０：本方針の策定

#### ○ステップ１（令和５年４月～）

##### ①市民向け施設（コミュニティ施設、スポーツ施設等）

＝受益者負担割合５０％の施設

- 類似施設間で現在料金を上限に使用料を見直し※激変緩和措置１．５倍上限  
例）甲賀中央公園の体育館
- 有料施設と同様のサービスを提供している無料施設の占用利用を有料化  
※激変緩和措置として類似施設の見直し前の使用料の平均の半額とする  
例）柏木公園
- 減免のルールと率を統一
- 市外料金の設定されていないスポーツ施設は、新たに市外料金を設定

##### ②市外利用を見込む施設（宿泊入浴、レクリエーション、文化ホール等）

＝受益者負担割合１００％の施設

- 市外も含め広域的な利用が期待され、収益が見込める施設なので、民間施設や近隣自治体の施設を基準に使用料を見直し

##### ③稼働率向上に向けた取り組み

- 時間帯単位から１時間単位の料金設定への見直し

■ 営利利用の緩和

例) コミュニティ施設の営利利用の緩和

■ オンライン予約対象施設の拡大とコンビニ決済の導入（令和4年度中に予定）

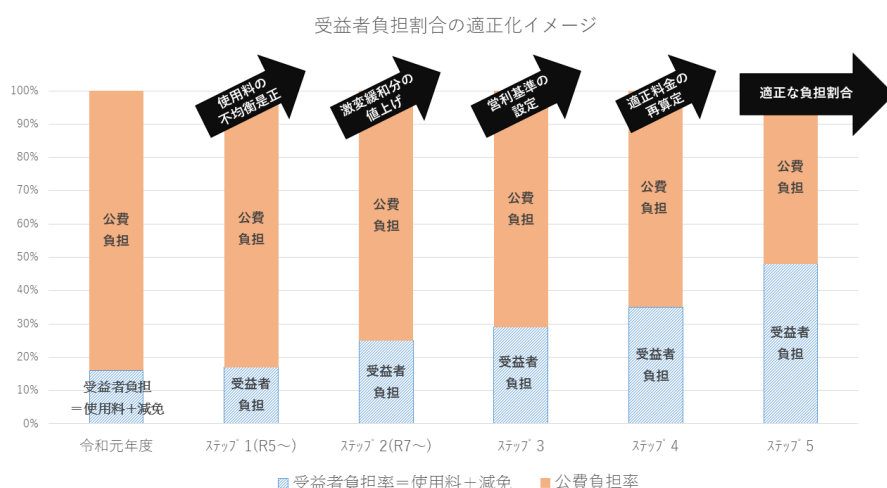
○ステップ2：激変緩和措置分の値上げ（令和7年4月～）、減免対象の見直し

○ステップ3：統一した営利の判断基準の設定

○ステップ4：物価上昇とコスト削減を反映した適正料金の再算定

○ステップ5：適正な受益者負担割合の達成

【表15】今後の見直しイメージ



※減免については、本来の目的から逸脱し、利用者の混乱を招いていることから、速やかに見直しに取り組みます。

※今後は定期的（原則4年ごと）に見直しを検討します。

また、使用料の改定に当たっては、稼働率や近隣自治体の状況も考慮し、利用者の著しい負担となることがないように配慮します。

※指定管理施設については業務への影響を考慮し、指定管理者との協議により、指定期間終了まで従前の使用料（利用料）を適用できることとします。

※本市では公共施設等総合管理計画において施設総量の適正化を進める一方で老朽化が進んでいない施設についてより充実したサービスを提供に向けた検討を行う方針を示しており、今後地域別に施設の在り方検討を進めていきます。使用料は施設の在り方に関わる問題であり、この検討状況も踏まえながら使用料見直しを進めていく必要があります。